

### 各種改修工事を行った住宅の固定資産税の減額制度について

①耐震改修工事を行った住宅  
 昭和57年1月1日以前から建っている住宅で、平成30年3月31日までの間に、建築基準法で定める現行の耐震基準に適合する耐震改修工事(工事費50万円超え)を完了するもので、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかの者による証明を受けていること

②バリアフリー改修工事を行った住宅  
 65歳以上の方、要介護認定か要支援認定を受けている方、障害者の方が住んでいる住宅のうち、新築後10年以上経過した賃貸以外の住宅で、平成30年3月31日までの間に、廊下か出入口の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化のいずれかの工事(工事費50万円超え)が完了するもの

③省エネ改修工事を行った住宅  
 100平方メートル相当分を限度が3分の1減額されます。



平成20年1月1日以前から建っている賃貸以外の住宅で、平成30年3月31日までの間に(窓(必須)、床、天井、壁の断熱改修工事(工事費50万円超え)が完了するもの

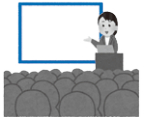
④改修住宅の翌年度の固定資産税(120平方メートル相当分を限度)が3分の1減額されます。

⑤改修工事完了後3カ月以内に、①は耐震改修の証明、改修に要した領収書などを、②は領収書、工事明細書、改修前後の写真、介護保険で認定を受けている方は介護保険の被保険者証の写し、障害者の方は障害者手帳などの写し、補助金などを受けている場合は、内容を確認できる書類などを、③は熱損失防止改修工事証明書、改修に要した領収書、補助金などを受けている場合は、内容を確認できる書類などを持って資産税課へ申告を。

### アクティブシニア 就業支援事業

①セカンドライフ応援セミナー  
 2月10日(金)午前10時～正午 函海峽メッセ下関804会議室(豊前田三丁目)

②アクティブシニアの活躍事例、高齢化の現状とライフマネジメント、再就職への心構えなど 40人



### 女性の輝き応援プロジェクト

2月17日(金)  
 午前10時30分～午後3時30分

①子育て女性等再就職準備セミナー(午前10時30分～午後0時30分) ②求職中の子育て女性 20人 ※無料託児付き(要予約) ③企業就職説明会(午後1時30分～3時30分) ④パートなどを含む女性の採用に積極的な企業が参加予定。(参加企業は市ホームページに随時掲載予定) ※原則事前申し込み(当日参加可)、履歴書不要、子どもと一緒に参加可



## 平成28年分 確定申告のお知らせ



函下関税務署 ☎222-3441をダイヤル後、「0」番を選択

- 申告・納付期限
  - ▷所得税・復興特別所得税・贈与税=3月15日(水)
  - ▷個人事業者の消費税・地方消費税=3月31日(金)
- 確定申告が必要な方
  - ▷事業(商業、工業、農業、医業、漁業など)所得や不動産(地代、家賃)所得などがある方で、1年間の所得金額の合計額が所得控除合計額を超える方
  - ▷土地、建物などを譲渡した方
  - ▷給与収入が年間2,000万円を超える方
  - ▷年末調整済みの給与以外の所得が20万円を超える方など
  - ※1年間の公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告書の提出は不要です。ただし、住民税の申告が必要な場合があります
- 安心・便利な振替納税を
  - 所得税・復興特別所得税や個人事業者の消費税・地方消費税の納税には、安心で便利・確実な振替納税を利用してください。利用する場合は「口座振替依頼書」を申告期限までに税務署へ提出してください。

- 確定申告会場
  - 平成28年分の所得税、復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税、地方消費税の確定申告会場は、海峽メッセ下関4階イベントホール(豊前田町三丁目/駐車場は有料)です。
  - 2月16日～3月15日 ※土・日曜日を除く ※期間前は申告会場の設置はありません ▷受付時間=午前9時～午後4時 ※期間中は、下関税務署(竹崎町四丁目)での相談は受け付けていませんが、申告書の提出はできます。海峽メッセ下関会場での納税は不可
- 申告は国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp) が便利
  - 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すると、自動計算で所得税・消費税・贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成でき、そのまま「e-Tax(電子申告)」を利用して提出するか、紙に印刷して提出できます。※確定申告に必要な用紙(申告書・決算書・収支内訳書や医療費の明細書など)は国税庁ホームページから入手できる他、税務署・市役所・各総合支所にもあります
- マイナンバー制度について
  - 平成28年分の所得税等の確定申告書には、マイナンバーの記載が必要となります。提出時には、マイナンバーカードを持っている方は、マイナンバーカードの提示、持っていない方は、番号確認書類(通知カード、マイナンバーが記載された住民票など)と身元確認書類(運転免許証、パスポートなど)の両方の提示か写しの添付が必要となります。

※ハローワークマガザーズコーナー出張相談や、子育ての悩みも相談できる交流会コーナーも同時開催  
 各庁舎、施設に設置の申込書欄つきチラシ(市ホームページからダウンロード可)を郵送かファクス、電話で、☎(731)とハローワーク求職登録の有無、現在在職中・求職中かを産業立地・就業支援課(〒750-0009市内上田中町一丁目16番3号 ☎235-0910)へ。  
 産業立地・就業支援課 (☎231-1310)

### 海峡ビューしものせき 関門海峡花火大会宿泊予約

8月13日(日)の宿泊予約を受け付けます。



2月1日～20日(消印有効)に、往復はがきに代表者(☎(731)と同伴者の氏名・年齢和室・洋室、喫煙・禁煙を書いて、海峡ビューしものせき(〒751-0813市内みすそ川町3番58号)へ。  
 抽選日 3月  
 関海峡ビューしものせき (☎229-0117)

### マンション耐震説明会

昭和56年5月以前に着工されたマンションに住んでいる方(それ以外の方も参加可) 2月4日(土)午後1時30分～2時30分 廊下リムシップ 因熊本地震における共

同住宅の被害状況、耐震診断の進め方と耐震診断補助制度などの説明  
 関まちなみ住環境整備課 (☎231-1941)

### 将来交通計画の策定に関する説明会の開催

本市では人口減少や少子化、自家用車の普及などにより公共交通の利用者数は減少傾向にあり、サービス水準の維持・確保が課題となっています。そのため、現在、本市の公共交通のあり方や方向性などを定めた交通計画の策定を目指しており、皆さんの意見を計画に反映させるため、説明会を開催します。



### 2月の献血

4日(土) 午前10時～正午、午後1時15分～4時/ゆめシテイ ※はたちの献血キャンペーン(記念品・啓発資料配布など)を行ないます



21日(火) 午前9時30分～11時30分/菊川保健センター ※全日程400ml献血限定  
 関保健総務課 (☎231-1426)

市内在住の方 回所 2月1日(水) 滝部公民館(太陽館)1階講義室 2月8日(水) 勝山公民館3階講義室 ※いずれも午後7時～8時  
 関交通対策課 (☎231-1441)

## 平成29年度 市・県民税の申告を

関平成29年1月1日現在、市内に住所があり、平成28年中に次のことに該当する方  
 ▷商業、製造業、農業、漁業などの事業をしている方  
 ▷地代、家賃などの収入があった方  
 ▷土地や建物を売って、譲渡所得があった方  
 ▷給与所得者で、勤務先から給与支払報告書の提出がない方、他に所得のある方  
 ▷平成28年中に会社などを退職した方  
 ▷雑損控除や医療費控除を受けようとする方  
 ▷市内に住所はないが、事業所や家屋敷のある方  
 ※一年間の公的年金などの収入が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下の方は、確定

## 市・県民税の申告は3月15日(水)までに

申告は不要(還付を受ける場合を除く)ですが、公的年金等以外の所得がある場合や、控除の変更・追加がある場合は、市・県民税の申告が必要です ※社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、平成28年分以降の市・県民税申告書の提出の際には、マイナンバーの記載、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります ※所得のない方も、申告が済んでいないと所得などの証明書を発行できません ※平成28年分の確定申告をする方は、市・県民税の申告をする必要ありません

申告の受け付けは、次の日程で行います。住んでいる管内申告会場のいずれかで期間中に申告を。

### ●受付時間

午前9時～午後4時30分 ※土・日曜日を除く ※吉母・長府東・川中公民館は午前9時30分から

★総合支所管内の申告は、会場によって地区の割り当てがあります。受付時間も異なりますので、各総合支所から個別に配布・回覧する文書などで確認を。

### ●本庁管内

- ▷吉母公民館=2月3日
- ▷安岡公民館=2月6・7日
- ▷内日公民館=2月8・9日
- ▷長府東公民館=2月9・10日
- ▷吉田公民館=2月10・13日
- ▷小月公民館=2月13・14日
- ▷王司公民館=2月14・15日
- ▷王喜公民館=2月15・16日
- ▷清末公民館=2月17・20日
- ▷吉見公民館=2月21・22日
- ▷長府公民館=2月23・24・27日
- ▷川中公民館=2月28日、3月1・2日

### ▷勝山公民館=3月3・6・7日

- ▷彦島公民館=3月8日～10日
- ▷市役所本庁舎本館7階大会議室=2月16日～3月15日

### ●菊川町管内

- ▷総合支所=2月14日～3月15日

### ●豊田町管内

- ▷総合支所=2月8日～14日、3月2・3日、6日～10日、13日～15日
- ▷三豊公民館=2月15・16日
- ▷豊田下公民館=2月17・20日
- ▷豊田中公民館=2月21日～24日
- ▷とのい夢・夢ハウス=2月27・28日、3月1日

### ●豊浦町管内

- ▷豊浦ふれあいセンター=2月7日
- ▷室津公民館=2月8日
- ▷豊浦勤労青少年ホーム=2月9日
- ▷小申公民館=2月10日
- ▷総合支所=2月13日～3月15日

### ●豊北町管内

- ▷総合支所=2月1日～16日、3月9日～15日
- ▷神玉公民館=2月17日
- ▷矢玉自治会館=2月20日
- ▷和久健康センター=2月21日
- ▷角島開発総合センター=2月22日
- ▷阿川公民館=2月23・24日
- ▷県漁協組合豊浦支店=2月27日
- ▷豊北生涯学習センター=2月28日
- ▷田耕農林漁家婦人活動促進センター=3月1・2日
- ▷上畑自治会館=3月3日
- ▷栗野浦自治会館=3月6日
- ▷栗野公民館=3月7日
- ▷二見集会所=3月8日

関市民税課(☎231-1916)、菊川総合支所(☎287-4001)、豊田総合支所(☎766-2952)、豊浦総合支所(☎772-4011)、豊北総合支所(☎782-1919)

### マークの見方

関…対象 回…日時 関…期間 所…場所 関…内容 師…講師 定…定員  
 関…参加費など 関…持参する物 申…申込方法 共…共通事項 関…問合せ